

子育て短期支援事業

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

児童を養育している保護者が、疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れなどにより児童の養育が困難になる場合に、その児童を児童養護施設又は乳児院で一時的にお預かりします。

○利用期間 7日以内

○利用申請 利用を希望する方は、子育て世代包括支援センターへ相談してください。事前に実施施設での来所面談が必要です。また、費用負担額は世帯の所得状況により異なります。

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が、仕事などにより平日の夜間または土曜日・長期学校休業日に不在となる家庭の子どもを児童養護施設で預かり、生活指導や食事の提供などを行います。

○利用期間 ①夜間養護事業 小学校等の終了時から保護者の帰宅時（午後8時）まで

②休日預かり事業 保護者の出勤時から帰宅時（午後8時）まで

○利用申請 利用を希望する方は、子育て世代包括支援センターへ相談してください。

事前に実施施設での来所面談が必要です。また、費用負担額は世帯の所得状況により異なります。

● 問い合わせ窓口 ● 子育て世代包括支援センター ☎ 214-3533 (直通)



学童保育

町内小学校に在学中の児童で、放課後および夏休みなどの長期休暇期間に、保護者（祖父母等を含む）が仕事などにより家庭にいない状況が1か月あたり15日以上で、3か月以上その状況が続く場合に入室できます。定員を超えた場合は、状況等により保育の必要性の高い児童を優先します。入室の申請については、広報紙および町ホームページでご確認ください。なお入室には、所定の審査があります。

ただし、次の場合は対象となりません。

- ・児童の保護者が常時居宅内で労働に従事している場合（ただし、家庭内に介護を必要とする病人がいる場合、または、労働環境が保育に適していない場合など、やむを得ないと判断した場合を除く。）
- ・児童が病気のため医師の観察を必要とする場合
- ・保育上支障があると認められる場合
- ・塾に通うなどの理由により学童保育の出席が開設日数の4分の3未満になる場合